

南丹農業振興地域 農用地見直しに係る中間報告

○ 集落意向調査の実施に伴う説明会の開催

- 対象者 : 区長及び農家(事)組合長
 日程等 : 6月28日 美山町 (美山町美山文化ホール)
 6月29日 園部町 (南丹市国際交流会館イベントホール)
 6月30日 日吉町 (日吉町生涯学習センター)
 7月1日 八木町 (氷室の郷田園文化ホール)

○ 集落の意向調査

調査期間 : 説明会開催日～平成28年10月11日 (当初締切日:平成28年8月31日)

○ 見直しを検討する面積等 (除外)

単位: m²、筆

理由	区分	南丹市				
		園部町	八木町	日吉町	美山町	
非農地	面積	130,117	4,508	38,891	56,455	30,263
	筆数	299	18	79	142	60
機械化困難	面積	74,907	5,684	27,663	6,960	34,600
	筆数	262	35	52	27	148
集落介在	面積	22,530	452	4,267	2,247	15,564
	筆数	99	2	22	13	62
転用希望	面積	8,144	1,949	5,379	0	816
	筆数	10	2	6	0	2
計	面積	235,698	12,593	76,200	65,662	81,243
	筆数	670	57	159	182	272

※ 「非農地」とは、宅地、山林原野、再生利用困難と見込まれる荒廃農地のほかに再生をするためには相当な労力を要する未整備田の荒廃農地を含む。

※ 「機械化困難地」とは、未整備田等で農業用機械の進入路が整備されていない農地や小規模な農地で大型機械による営農が困難な農地。

※ 「集落介在農地」とは、集落内に存在する農地で集団的に存在しない農地。例えば家と家の間にある畑や家と裏山に挟まれた畑等があります。

※ 「転用希望」とは、農業用以外の用途に使用するために除外を希望する農地。例えば、住宅用地、駐車場、資材置場等があります。

○ 見直しを検討する面積等 (編入・用途変更)

単位: m²、筆

検討内容	区分	南丹市				
		園部町	八木町	日吉町	美山町	
編入	面積	29,821	29,025	0	796	0
	筆数	30	27	0	3	0
施設用地	面積	2,605	550	689	0	1,366
	筆数	10	2	5	0	3

※ ほ場整備事業実施農地であっても、現在は農用地指定がされていない農地で、集落において農地維持等の共同活動を実施するうえで、農用地として指定の希望があった農地。

※ 農地に農業用倉庫等を建築するために、農業用施設用地への変更をする農地及び現状が農業用施設用地となっており、今後も農業用施設用地として利用されることが見込まれるもの。

南丹農業振興地域整備計画書の修正予定箇所について

ページ	項目及び内容
3	(ア) 地域の概要 国勢調査のデータを直近のデータに修正
3~4	(イ) 産業経済の動向 国勢調査及び農林業センサスのデータを直近のデータに修正
4	(ウ) 土地利用の構想 用途別現在及び目標面積を時点修正
4	(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針 現況農用地面積及び目標面積を時点修正
6	農用地用途別一覧表 現況農用地面積及び目標面積を時点修正
10	1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 八木町内のほ場整備面積及び整備率の時点修正
10~11	2 農業生産基盤整備開発計画 完了済事業の削除及び南丹市総合振興計画等の他計画との整合を図る。
12	第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向 「中山間地域直接支払制度」、「農地・水保全管理支払制度」が法制化されたことによる修正
12~13	第3 農用地等の保全計画 2 農用地等の保全のための活動 (3)及び(6)について、「中山間地域直接支払制度」、「農地・水保全管理支払制度」が法制化されたことによる修正 (4)エコファーマー戸数の時点修正
14	■営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針 各種データ等により適正な経営規模の算出を行い、修正を行う。
15	(2) 農地の流動化対策 農地中間管理事業による事業を含めた内容に修正を行う。
17	1 農業近代化施設の整備の方向 「中山間地域直接支払制度」、「農地・水保全管理支払制度」が法制化されたことによる修正
17	(1) 重点作物別の整備方向 水張面積の時点修正
17~18	(2) 具体的な目標 作物作付けの目標及び販売目標について、時点修正及び他計画との整合性を図る